

意見書案第29号

精神障害者に対する福祉医療費助成制度の拡充を求める意見書の提出について
別紙のとおり意見書を提出する。

令和5年12月22日

提出者 甲賀市議会

厚生文教常任委員長 西村 慧

甲賀市議会議長 橋本恒典 殿

精神障害者に対する福祉医療費助成制度の拡充を求める意見書

平成5年に改正された障害者基本法では、これまで医療の対象であった精神障害者が、身体・知的障害者と同様に障害者福祉の対象と位置付けられ、国や地方自治体の福祉施策を整備する根拠となりました。そして、滋賀県においては来年度から福祉医療費助成制度の対象者に精神障害者保健福祉手帳1級所持者を加え、精神科通院以外の受診においても対象とする方向を示されています。しかし、精神障害者保健福祉手帳2級所持者については、併せて身体障害者手帳3級又は療育手帳B1の取得が条件となるとされており、福祉医療費助成制度重度心身障害者（児）と精神障害者に対する医療費助成の範囲が異なっている状況です。

よって、甲賀市議会は、滋賀県に対し、次の項目の実現を求めます。

1. 精神障害者の精神科通院以外の受診においても、方針に従って福祉医療費助成制度（マル福）を確実に拡充すること。
2. 福祉医療費助成制度（マル福）の拡充後は、精神障害者保健福祉手帳1級のみならず、無条件に2級まで対象とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月 日

甲賀市議会議長 橋 本 恒 典

滋賀県知事 あて